

BSEに関する飼料規制

1. 2001年、日本で初めてBSE患畜を確認されたため、肉骨粉のような動物由来たん白質と動物性油脂については、飼料・肥料としての国内における製造・出荷を一時全面停止した。さらに、すべての国からの輸入を国内製造品と同様に一時全面停止した。
2. この一時的なリスク管理の後、農水省では、科学的知見とリスク評価に基づき、順次、動物由来たん白質と動物性油脂の使用を許可してきた。これらの飼料原料を利用するためには、その製造工程が他の工程と分離していることを農水省が確認する必要がある。

動物由来たん白質及び油脂の現行の飼料規制は、次ページのとおりである。
3. これらの飼料原料を日本へ輸出する場合は、輸出国政府が日本国内で講じているリスク管理措置と同等の措置をとることを含めた「家畜衛生条件」を農水省と締結することが必要である。さらに、当該飼料原料の輸入業者についても一定の要件が課せられており、輸入前に農水省による確認を受ける必要がある。

BSEまん延防止対策

○ 飼料原料の利用規制状況（動物性油脂を除く）

| 主な対象品目 | 由来 | 給与対象 | | | |
|------------------------|---------------------------------|------|---|---|----|
| | | 牛など | 豚 | 鶏 | 養魚 |
| ゼラチン、コラーゲン(確認済のもの) | ほ乳動物 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 乳、乳製品 | | | | | |
| 卵、卵製品 | 家きん | | | | |
| 血粉、血しょうたん白 | 牛など | × | × | × | × |
| | 豚・馬・家きん(確認済のもの) | × | ○ | ○ | ○ |
| 魚粉などの魚介類由来たん白質(確認済のもの) | 魚介類 | | | | |
| チキンミール、フェザーミール(確認済のもの) | 家きん | | | | |
| 加水分解たん白、蒸製骨粉(確認済のもの) | 家きん | × | ○ | ○ | ○ |
| 肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉 | 豚(確認済のもの) | | | | |
| | 豚 家きん混合(確認済のもの) | | | | |
| | 牛など | × | × | × | × |
| 動物性たん白質を含む食品残さ(残飯など) | ほ乳動物 家きん、魚介類 | × | ○ | ○ | × |
| その他 | 骨炭、骨灰(一定の条件で加工処理されたもの) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの) | | | | |

- 注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びひしかが含まれる。
 注2 「確認済のもの」とは、基準適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のこと
 注3 「その他」に記載されたものは、動物性たん白質の規制の対象外
 注4 表に記載されていない動物性たん白質は飼料への使用はできない(蹄粉、角粉、皮粉、獣脂かすなど)

○ 動物性油脂の利用規制状況

| 油脂の種類 | 不溶性不純物含有量の基準(%以下) | 牛用 | | 豚用 | 鶏用 | 養魚用 |
|-------|-------------------|------|-------|----|----|-----|
| | | 代用乳 | その他 | | | |
| 動物性油脂 | 特定動物性油脂(注1) | 0.02 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | イエローグリース(注2) | 0.15 | × | × | ○ | ○ |
| | | | 豚、鶏由来 | × | ○ | ○ |
| | 牛のせき柱・死亡牛(注3)由来 | | × | × | × | × |
| | 回収食用油(注4) | 0.02 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 0.15 | × | × | ○ | ○ |
| その他 | 魚油(注6) | — | ○ | ○ | ○ | |
| | 植物性油脂 | — | ○ | ○ | ○ | |

- 注1 食用の肉から採取した脂肪由来であり、不溶性不純物0.02%以下のもの
 注2 と畜残さ等をレンダリングして得られたもの。牛のせき柱及び死亡牛が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの(確認済動物性油脂)のみ飼料利用可
 注3 農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛
 注4 飲食店等から回収された使用済の食用油(動物性油脂が混入していないことが明らかでない場合は、動物性油脂の規制対象外)。原料の種類、収集先等が確認できる回収食用油のみ飼料利用可(確認済動物性油脂としての扱い)
 注5 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは飼料利用可
 注6 魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの